平成２２年（フ）第６６号
秋田県大仙市上野田字四十八95番地
債務者　本間　正志
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４６５号
栃木県日光市大室849番地５、前住所栃木県日光市瀬尾77番地32
債務者　阿久津光章
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１５号
栃木県宇都宮市塙田４丁目１番８号　グリムハイツ塙田301、前住所栃木県宇都宮市三番町１番20号　幸洋ハイツ三番町602
債務者　石下　　守
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２５号
栃木県さくら市氏家3090番地３　桜井アパート１号、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字伏久126番地
債務者　山田より子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２６号
栃木県宇都宮市峰町603番地
債務者　天野　耕男
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２７号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目19番２号
債務者　中田　恭子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３０号
栃木県さくら市卯の里４丁目55番地７　アザレヤサンハイムＤ102
債務者　大金　　優
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３３号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町39番地25　ソーラーみゆき202
債務者　髙橋　富子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４０号
栃木県鹿沼市上南摩町186番地27
債務者　池野本孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４２号
栃木県栃木市藤岡町太田1484番地
債務者　上岡　和美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４４号
栃木県鹿沼市東町２丁目４番31号、前住所栃木県日光市木和田島2988番地17
債務者　高橋香代子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７５５号
横浜市泉区和泉町2211番地１　スプリングヒルズＡ101
債務者　竹田　英雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２５号
京都市北区紫野西泉堂町３番地２　サントーレ紫野102号、申立時の住所京都市西京区川島東代町57番地５　サンウィング桂302号
債務者　松本アヤ子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
岡山市南区洲崎３丁目３番37号　セゾン21Ｂ―207
債務者　岩本　忠久
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４８号
岡山市北区下伊福上町５番12号
債務者　田中惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部